

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年11月20日
【発行者名】	さわかみ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澤上 龍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町29番地2
【事務連絡者氏名】	水上 成憲
【電話番号】	03-5226-7791
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	さわかみファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

さわかみファンド

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

当ファンドは、分配金再投資専用です。

当初1口当たり元本1円(1万口当たり元本金額1万円)です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

各申込日の翌営業日における基準価額^{*}とします。

^{*}基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社にお問い合わせください。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45～17:30（土、日、祝除く）
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2020年11月21日から2021年11月22日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

以下の委託会社および販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8：45～17：30（土、日、祝除く）
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

（９）【払込期日】

取得の申込みをされる場合は、前述の「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社および販売会社が定める日までに申込みの代金をお支払いください。

申込期間中に申込まれた各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受付けた委託会社または販売会社とします。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行うものです。

②信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意の上、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。商品分類、属性区分の詳細については、以下の通りです。なお、当ファンドに該当する商品分類および属性区分は表中に網掛け表示しております。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	
		資産複合

・商品分類の定義

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

追加型投信・・・・・・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

内外・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産による区分〕

資産複合・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
	年4回	北米	
債券			あり (適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債			
社債		アジア	
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア	
クレジット属性 ()			
	日々	中南米	
不動産投信			なし
	その他 ()	アフリカ	
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 (株式、債券)		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

・属性区分の定義

〔投資対象資産〕

資産複合・・・・・・・・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分変更型・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度〕

年1回・・・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

〔投資対象地域〕

グローバル・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

〔為替ヘッジ〕

為替ヘッジあり・・・・・・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(注)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、国外の株式や債券等に投資した場合の対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)当ファンドを分類するに当たって使用しなかった分類項目および属性区分項目に関しては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご確認いただけます。

＜一般社団法人投資信託協会ホームページアドレス＞ <https://www.toushin.or.jp/>

④ファンドの特色

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。

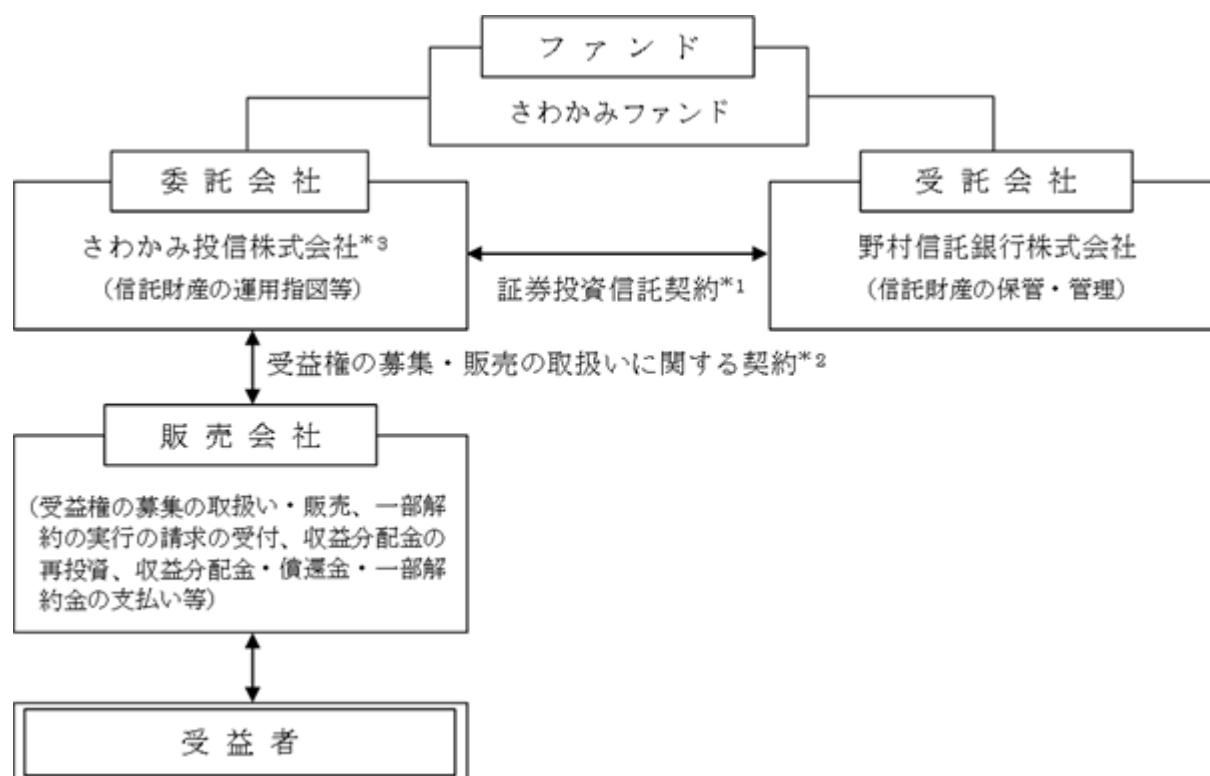
また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

(2) 【ファンドの沿革】

1999年8月24日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2002年3月9日	50万円以下の一部解約に係る信託財産留保金を免除
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2014年3月7日	信託財産留保金の撤廃

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



*1受託会社との契約

ファンドの根幹となる運用方針、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

*2販売会社との契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集の取扱い・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。なお、契約名称については異なる名称を使用することがあります。

*3さわかみ投信株式会社は、販売会社としての機能も兼ねています。

②委託会社の概況

イ. 資本金の額(2020年9月末日現在)

320百万円

ロ. 会社の沿革

1996年7月4日 さわかみ投資顧問株式会社設立
 1996年7月31日 投資顧問業登録(関東財務局長第664号)
 1999年4月23日 さわかみ投信株式会社へ商号変更
 1999年5月27日 証券投資信託委託業(金融再生委員会第12号)および投資一任契約に係る業務(金融再生委員会第8号)の認可取得
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録(関東財務局長(金商)第328号)
 2013年12月4日 確定拠出年金運営管理業の登録(第763号)

ハ. 大株主の状況(2020年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	所有比率
株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区一番町29番地2	3,600株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、投資家の方々の資産形成をお手伝いするために、円ベースでの信託財産の長期的な成長を図ることを目的としています。国内外の株式等を主要投資対象としますが、投資対象には特に制限を設けず、積極的かつ長期スタンスの運用により信託財産の成長を目指します。

②投資態度

運用にあたっては、経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。その投資対象資産の中で、将来価値から考えて市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。

上記『割安であること』の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。

当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるために、株主総会での議決権行使なども積極的に行っていきます。

③運用の特色

当ファンドでは上記のスタイルを一貫し、これを変えることは致しません。(資金動向や市況動向により、このような運用ができない場合もあります。)

なお、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

①投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

イ. 株券または新株引受権証券

ロ. 国債証券

ハ. 地方債証券

ニ. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。）

ホ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

ト. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

チ. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

リ. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

ヌ. コマーシャル・ペーパー

ル. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

ヲ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イ. からル. までの証券または証書の性質を有するもの

ワ. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

カ. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

コ. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

タ. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

テ. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

ソ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

ネ. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

ナ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ラ. 外国の者に対する権利で、ナ. の有価証券の性質を有するもの

なお、イ. の証券または証書、ヲ. ならびにレ. の証券または証書のうちイ. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ロ. からヘ. までの証券およびヲ. ならびにレ. の証券または証書のうちロ. からヘ. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワ. の証券およびカ. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

ホ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

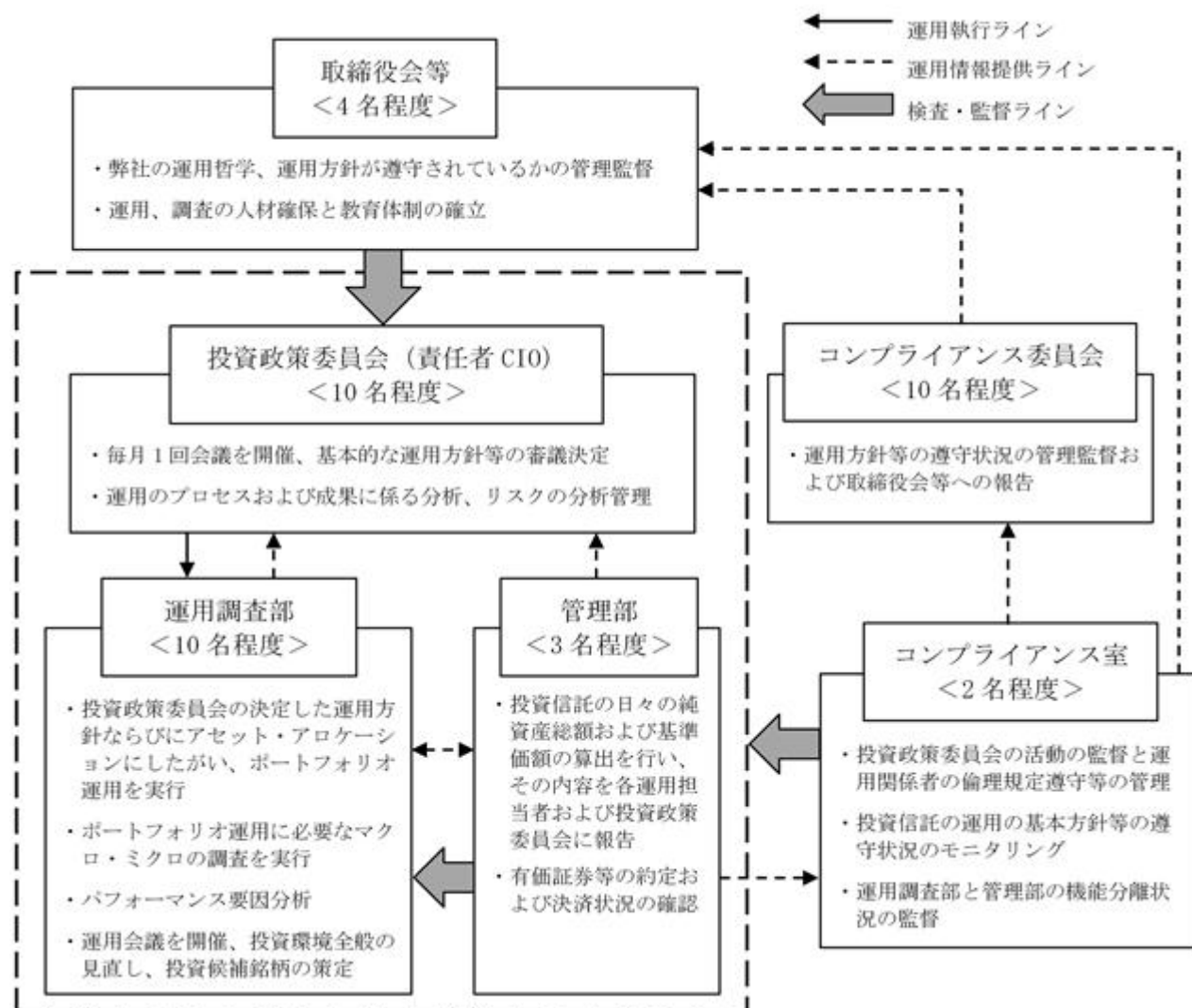
へ、外国の者に対する権利でホ、の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

- イ、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- ハ、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ホ、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ヘ、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ト、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- チ、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（３）【運用体制】

- ①運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織
当ファンドの運用体制等は以下の通りです。



②社内規程

信託財産の適正な運用および受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けています。

③ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、さらに適宜その事務遂行能力をモニタリングしています。また、受託業務に係る内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（注）運用体制等は、2020年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ①当ファンドは、毎決算時（毎年8月23日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。（分配を行わないこともあります。）

ハ. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

- ②当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は税金を控除した金額を、当ファンドの受益権の取得申込金として、受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

（５）【投資制限】

- ①追加型証券投資信託『さわかみファンド』約款(以下「信託約款」といいます。)に基づく投資制限

イ. 株式への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資には制限を設けません。

ロ. 外貨建資産への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資には制限を設けません。

ハ. 投資信託証券への投資制限(信託約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資には制限を設けません。

ニ. デリバティブ取引等の範囲(信託約款第13条④)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ホ. 信用リスク集中回避のための投資制限(信託約款第13条⑤)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ. 投資する株式等の範囲(信託約款第15条)

(イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場等（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、以下「取引所」といいます。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)前(イ)に関わらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ト. 信用取引の指図範囲(信託約款第16条)

(イ)信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(ロ)信託財産の一部解約等の事由により純資産総額が減少し、前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部の決済を指図するものとします。

チ. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第20条)

(イ)信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図は次の範囲内で行うものとします。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)前(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

リ、特別の場合の外貨建有価証券への投資(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ、資金の借入れ(信託約款第31条)

借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)および「金融商品取引法」ならびに関係法令に基づく投資制限

イ、同一の法人の発行する株式の取得割合（投信法第9条および同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

ロ、投資運用業に関する禁止行為（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、当ファンドの基準価額は影響を受けます。これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。

したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

投資対象資産の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。当ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を目指し積極的な運用を行うため、投資対象資産の価格変動があった場合、重大な損失が生じることがあります。

②流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ資産を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被ることがあります。

③ビジネスリスク

組入れ資産の発行体の経営等に重大な危機が生じた場合やそれらに関する外部評価の変化等があった場合、当該資産の価格が下落し、重大な損失が生じることがあります。

④為替変動リスクおよびカントリー・リスク

外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、重大な損失が生じることがあります。

⑤ファンド資産の流出によるリスク

多額の換金が一時的にあった場合、資金を手当てするために組入れ資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却の注文が市場価格に影響を与えること等により基準価額が大きく下落することがあります。また、当ファンドの運用は「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本としていますので、急激かつ大量の資産売却により運用効率が著しく阻害されることがあります。

(2)その他留意点

当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして取扱っております。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、リスク管理規程等の社内規程において、リスク管理の対象となるリスクおよびリスク管理体制が定められております。

投資リスクについては、運用部門から組織的に分離された部署および会議体において、リスクの管理に係わる状況確認や結果分析を行っております。各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①価格変動リスク

価格変動リスクは、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握することで管理しております。なお、価格変動リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

②流動性リスク

流動性リスクは、市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することで管理しております。なお、流動性リスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

③ビジネスリスク

ビジネスリスクは、発行体の業績や財務内容等の分析などを行うことで管理しております。なお、ビジネスリスクについて情報収集や分析・管理を行い、この結果は投資政策委員会等で報告が行われます。

④為替変動リスクおよびカントリー・リスク

為替変動リスクおよびカントリー・リスクは、金利・為替・証券価格等の価格変動状況の把握に努め、国際情勢等を分析することで管理しております。

⑤ファンド資産の流出によるリスク

ファンド資産の流出によるリスクは、キャッシュポジションの見直しを行うことで投資政策委員会が管理しております。

(注)投資リスクに対する管理体制は、2020年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

- ▶ 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。また左のグラフは当ファンドの過去5年間ににおける年間騰落率（各月末日における直近1年間の騰落率）の推移を表示しております。

※各資産クラスは、当ファンドの投資対象を表示しているものではありません。

※当ファンドは、分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



資産クラスの指数

日本株	TOPIX 配当込み指数	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index	日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
新興国株	MSCI EM (Emerging Markets) Index	世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	日本国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし 円ベース)	日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Index	新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

＜照会先＞

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45～17:30（土、日、祝除く）
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.10%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.605% (税抜年0.55%)	年0.385% (税抜年0.35%)	年0.110% (税抜年0.10%)
ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

なお、信託報酬は、毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日とします。

また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(注)税率は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ①当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ②その他、信託事務の処理に要する諸費用、監査費用、受託会社の立替えた立替金の利息等は、委託会社が信託財産から収受する信託報酬より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式は2000年4月1日算出の基準価額より適用されましたので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権に係る個別元本となります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし、同一ファンドを複数の委託会社および販売会社で取得する場合については当該委託会社および販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の委託会社および販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後述の「③収益分配金の課税について」をご参照ください。）

②一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(注)個人の受益者の場合には、一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益が課税対象となります。

③収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④個人、法人別の課税の取扱いについて

イ．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することができます。なお、配当控除の適用はありません。

一部解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みます。)を控除した差益については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

(注)損益通算について

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債券等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）と損益通算ができます。
また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。
(注)外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注)少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ロ．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入制度は適用されません。

2037年12月31日までは、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年1月1日から2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

(注)上記は、2020年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(注)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2020年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式		272,417,033,539	91.38
	日本	270,198,881,030	90.64
	アメリカ	1,890,327,791	0.63
	フランス	169,383,798	0.06
	イタリア	158,440,920	0.05
預金、その他の資産(負債控除後)	—	25,693,466,773	8.62
合計(純資産総額)		298,110,500,312	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注)投資資産の内書きの時価および比率は、当該資産の国／地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(イ) 評価額上位30銘柄

(2020年9月末日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日本電産	電気機器	2,000,000	8,806.00	17,612,000,000	9,805.00	19,610,000,000	6.58
日本	株式	ダイキン工業	機械	780,000	19,890.00	15,514,200,000	19,300.00	15,054,000,000	5.05
日本	株式	テルモ	精密機器	2,923,800	4,234.00	12,379,369,200	4,180.00	12,221,484,000	4.10
日本	株式	花王	化学	1,500,000	8,025.00	12,037,500,000	7,887.00	11,830,500,000	3.97
日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,200,000	4,920.00	10,824,000,000	5,290.00	11,638,000,000	3.90
日本	株式	信越化学工業	化学	830,000	12,790.00	10,615,700,000	13,685.00	11,358,550,000	3.81
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	2,930,000	3,289.00	9,636,770,000	3,317.00	9,718,810,000	3.26
日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	1,950,000	4,615.00	8,999,250,000	4,825.00	9,408,750,000	3.16
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,150,000	7,065.00	8,124,750,000	6,932.00	7,971,800,000	2.67
日本	株式	三浦工業	機械	1,450,000	4,400.00	6,380,000,000	5,140.00	7,453,000,000	2.50
日本	株式	朝日インテック	精密機器	1,717,200	3,175.00	5,452,110,000	3,300.00	5,666,760,000	1.90
日本	株式	デンソー	輸送用機器	1,190,000	4,279.00	5,092,010,000	4,597.00	5,470,430,000	1.84
日本	株式	ディスコ	機械	196,200	25,370.00	4,977,594,000	25,410.00	4,985,442,000	1.67
日本	株式	キッコーマン	食料品	735,000	5,650.00	4,152,750,000	5,820.00	4,277,700,000	1.43
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,300,000	3,450.00	4,485,000,000	3,250.00	4,225,000,000	1.42
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	2,300,000	1,820.00	4,186,000,000	1,830.00	4,209,000,000	1.41
日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	7,400,000	661.50	4,895,100,000	563.50	4,169,900,000	1.40
日本	株式	マニー	精密機器	1,450,000	2,746.00	3,981,700,000	2,867.00	4,157,150,000	1.39
日本	株式	HOYA	精密機器	350,000	10,285.00	3,599,750,000	11,860.00	4,151,000,000	1.39
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,650,000	2,626.00	4,332,900,000	2,473.50	4,081,275,000	1.37
日本	株式	伊藤園	食料品	535,000	6,390.00	3,418,650,000	7,510.00	4,017,850,000	1.35
日本	株式	旭化成	化学	4,229,400	883.00	3,734,560,200	914.70	3,868,632,180	1.30
日本	株式	SMC	機械	65,000	58,990.00	3,834,350,000	58,460.00	3,799,900,000	1.27
日本	株式	三菱電機	電気機器	2,500,000	1,435.50	3,588,750,000	1,421.50	3,553,750,000	1.19
日本	株式	三井物産	卸売業	1,924,600	1,785.00	3,435,411,000	1,803.00	3,470,053,800	1.16
日本	株式	日東電工	化学	475,000	6,440.00	3,059,000,000	6,840.00	3,249,000,000	1.09
日本	株式	安川電機	電気機器	754,800	3,690.00	2,785,212,000	4,095.00	3,090,906,000	1.04
日本	株式	王子ホールディングス	パルプ・紙	5,762,000	460.00	2,650,520,000	482.00	2,777,284,000	0.93
日本	株式	オーエスジー	機械	1,600,000	1,480.00	2,368,000,000	1,685.00	2,696,000,000	0.90
日本	株式	住友化学	化学	7,600,000	349.00	2,652,400,000	347.00	2,637,200,000	0.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(ロ)種類別および業種別の投資比率

(2020年9月末日現在)

(2020年12月末現在)			
種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	17.15
		機械	16.58
		化学	13.93
		精密機器	9.68
		輸送用機器	6.49
		ガラス・土石製品	5.16
		食料品	4.32
		ゴム製品	3.26
		小売業	2.51
		卸売業	1.87
		鉱業	1.40
		医薬品	1.22
		パルプ・紙	0.93
		その他製品	0.85
		繊維製品	0.77
		非鉄金属	0.71
		海運業	0.62
		サービス業	0.56
		陸運業	0.46
		情報・通信業	0.46
		鉄鋼	0.43
		電気・ガス業	0.43
		石油・石炭製品	0.38
		建設業	0.35
		空運業	0.13
		外国	電気機器
	化学		0.17
	情報・通信業		0.16
	小売業		0.05
	合計		

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020年9月末日および同日前1年以内における各月末日ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第12計算期間末日 (2011年8月23日)	205,926,418,929	1.0501
第13計算期間末日 (2012年8月23日)	209,324,961,266	1.0200
第14計算期間末日 (2013年8月23日)	293,487,686,030	1.5389
第15計算期間末日 (2014年8月25日)	299,016,804,207	1.8400
第16計算期間末日 (2015年8月24日)	284,175,773,821	2.0615
第17計算期間末日 (2016年8月23日)	260,884,622,624	1.8913
第18計算期間末日 (2017年8月23日)	298,559,012,840	2.3368
第19計算期間末日 (2018年8月23日)	310,610,652,327	2.5348
第20計算期間末日 (2019年8月23日)	274,698,785,426	2.2555
第21計算期間末日 (2020年8月24日)	288,148,793,156	2.4496
2019年9月末日	293,549,031,249	2.4158
2019年10月末日	310,059,477,017	2.5597
2019年11月末日	312,647,288,173	2.5985
2019年12月末日	311,248,008,260	2.6067
2020年1月末日	301,640,951,543	2.5356
2020年2月末日	271,133,545,817	2.2865
2020年3月末日	254,682,399,184	2.1515
2020年4月末日	265,549,072,220	2.2467
2020年5月末日	284,135,557,256	2.4020
2020年6月末日	280,841,682,638	2.3840
2020年7月末日	269,566,550,419	2.2900
2020年8月末日	290,850,776,795	2.4764
2020年9月末日	298,110,500,312	2.5388

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第12計算期間(2010年8月24日から2011年8月23日まで)	0
第13計算期間(2011年8月24日から2012年8月23日まで)	0
第14計算期間(2012年8月24日から2013年8月23日まで)	0
第15計算期間(2013年8月24日から2014年8月25日まで)	0
第16計算期間(2014年8月26日から2015年8月24日まで)	0
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	0
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	0
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	0
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	0
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	0

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第12計算期間(2010年8月24日から2011年8月23日まで)	△7.20
第13計算期間(2011年8月24日から2012年8月23日まで)	△2.87
第14計算期間(2012年8月24日から2013年8月23日まで)	50.87
第15計算期間(2013年8月24日から2014年8月25日まで)	19.57
第16計算期間(2014年8月26日から2015年8月24日まで)	12.04
第17計算期間(2015年8月25日から2016年8月23日まで)	△8.26
第18計算期間(2016年8月24日から2017年8月23日まで)	23.56
第19計算期間(2017年8月24日から2018年8月23日まで)	8.47
第20計算期間(2018年8月24日から2019年8月23日まで)	△11.02
第21計算期間(2019年8月24日から2020年8月24日まで)	8.61

(注)収益率は、計算期間末日の分配付き基準価額から当該計算期間の直前の計算期間末日の分配落ち基準価額(以下「前期末基準価額」という。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下第3位を四捨五入し表示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第12計算期間 (2010年8月24日から2011年8月23日まで)	16,324,358,319	9,747,498,930
第13計算期間 (2011年8月24日から2012年8月23日まで)	16,581,731,984	7,466,243,517
第14計算期間 (2012年8月24日から2013年8月23日まで)	14,051,369,134	28,568,939,880
第15計算期間 (2013年8月24日から2014年8月25日まで)	9,511,766,549	37,711,721,116
第16計算期間 (2014年8月26日から2015年8月24日まで)	7,996,027,434	32,658,282,586
第17計算期間 (2015年8月25日から2016年8月23日まで)	8,595,394,213	8,503,223,086
第18計算期間 (2016年8月24日から2017年8月23日まで)	6,332,467,432	16,505,374,774
第19計算期間 (2017年8月24日から2018年8月23日まで)	6,607,256,597	11,833,540,335
第20計算期間 (2018年8月24日から2019年8月23日まで)	6,330,514,726	7,079,874,682
第21計算期間 (2019年8月24日から2020年8月24日まで)	6,683,161,132	10,842,094,942

(参考情報)

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移

2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

※ 1万口当たり、税引前の分配金を記載しております。

※ 基準価額水準・市況動向等を勘案して、**設定来、当ファンドは分配金をお支払いしていません。**

主要な資産の状況

資産別投資比率

種類	比率(%)
株式	91.4
（うち国内）	90.6
（うち海外）	0.7
（うち先物）	—
預金、その他の資産 （負債控除後）	8.6
合計	100.0

業種別比率（組入上位10業種）

業種名	比率(%)
電気機器	17.5
機械	16.6
化学	14.1
精密機器	9.7
輸送用機器	6.5
ガラス・土石製品	5.2
食料品	4.3
ゴム製品	3.3
小売業	2.6
卸売業	1.9

組入上位10銘柄

国名	種類	銘柄名	比率(%)
日本	株式	日本電産	6.6
		ダイキン工業	5.0
		テルモ	4.1
		花王	4.0
		浜松ホトニクス	3.9
		信越化学工業	3.8
		ブリヂストン	3.3
		TOTO	3.2
		トヨタ自動車	2.7
		三浦工業	2.5

※ 比率は、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

※ 外国株式：当社基準に則して、東証33業種に振り替えております。

※ 2020年9月末日現在の数値です。

年間収益率の推移



※ 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定していません。

※ 年間収益率は年末の基準価額を基に計算しております。

※ 2020年は年初から2020年9月末日までの収益率です。

※ 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※ 最新の運用実績は表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1)当ファンドの受益権の募集は、申込期間中の委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内に行われます。申込みの受付は、原則として、午後3時までとします。
- (2)受益権の申込単位は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める申込単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3)申込手数料は、かかりません。
- (4)買付口数の計算に用いる当該受益権の販売価額は、申込日の翌営業日における基準価額とします。
- (5)当ファンドの取引については、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による解除」（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。
- (6)委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、購入の実行の請求の受付を中止することができます。購入の実行の請求の受付が中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその購入の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に購入の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (7)申込(販売)手続等の詳細は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社までお問い合わせください。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:30(土、日、祝除く)
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

- (注)申込者は、委託会社または販売会社に、申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社および販売会社は、当該申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。請求の受付は、原則として、午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
- (2) 一部解約の実行の請求は、委託会社自ら、または販売会社が、委託会社の承認を得て定める解約単位とします。詳しくは委託会社、または販売会社にお問い合わせください。
- (3) 一部解約口数の計算は、原則として、申込日の翌営業日における基準価額を用います。解約口数の計算で生ずる1口未満の端数の取扱いについては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。
- (4) 信託財産留保金は、ありません。
- (5) 手取り金額(解約代金)は、解約口数に、解約価額(一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額)を乗じたものから源泉徴収税額を控除した額となります。なお、税金について、詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から支払われます。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (8) 換金(解約)手続等の詳細は、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社までお問い合わせください。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:30(土、日、祝除く)
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

(注)一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。当該請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(主な評価方法)

イ. 株式等

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。(外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日)

ロ. 公社債等

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

ハ. 外貨建資産

原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

ニ. 外貨為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

- ②基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、委託会社(以下の照会先を参照。)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

<照会先>

委託会社	さわかみ投信株式会社 (販売会社としての機能も兼ねています。)
電話番号	03-6706-4789
受付時間	平日8:45~17:30(土、日、祝除く)
ホームページ	https://www.sawakami.co.jp/

- ③追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、無期限です。ただし、後述の「(5)その他 ①信託の終了」の場合、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として毎年8月24日から翌年8月23日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託の終了

イ. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、前イ. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ハ. 前ロ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ. 前ハ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前イ. の信託契約の解約をしません。

ホ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ヘ. 前ハ. から前ホ. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ト. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- チ. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更 二.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- リ. 後述の「⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い ロ.」に該当することとなったとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ. 委託会社は、前イ. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ハ. 前ロ. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ. 前ハ. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前イ. の信託約款の変更をしません。
- ホ. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前イ. から前ホ. の規定にしたがいます。

③運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、直接または販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sawakami.co.jp/>

④投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は前述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑨関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドは分配金再投資専用であるため、原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われ、毎計算期間終了日の翌営業日に、原則として税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日(償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。))から起算して5営業日目から、委託会社または販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注)当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(3)一部解約(換金)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、直接または販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。(詳しくは、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5)反対者の買取請求権

信託契約の解約(前述の「3 資産管理等の概要 (5)その他 ①信託の終了」)、または信託約款の変更(「同 ②信託約款の変更」)を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号。）に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間（2019年8月24日から2020年8月24日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

さわかみファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第20期計算期間末 (2019年8月23日現在)	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	855,000,057	644,610,775
金銭信託	558,994	536,294
コール・ローン	25,202,000,000	23,240,000,000
株式	248,888,652,790	264,725,850,476
未収入金	-	6,914,467
未収配当金	655,058,046	520,693,286
流動資産合計	275,601,269,887	289,138,605,298
資産合計	275,601,269,887	289,138,605,298
負債の部		
流動負債		
未払金	18,672,926	1,989,472
未払解約金	109,219,913	212,485,804
未払受託者報酬	77,459,147	77,533,664
未払委託者報酬	697,132,475	697,803,202
流動負債合計	902,484,461	989,812,142
負債合計	902,484,461	989,812,142
純資産の部		
元本等		
元本	*1 121,790,314,012	*1 117,631,380,202
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	152,908,471,414	170,517,412,954
（分配準備積立金）	117,469,156,162	112,047,710,861
元本等合計	274,698,785,426	288,148,793,156
純資産合計	*3 274,698,785,426	*3 288,148,793,156
負債純資産合計	275,601,269,887	289,138,605,298

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期計算期間 (自 2018年8月24日 至 2019年8月23日)	第21期計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年8月24日)
営業収益		
受取配当金	5,665,676,288	5,653,406,821
受取利息	13,099,563	8,287,902
有価証券売買等損益	△36,166,233,925	21,376,683,333
為替差損益	△42,413,796	24,910,478
その他収益	2,690,126	1,826,021
営業収益合計	△30,527,181,744	27,065,114,555
営業費用		
支払利息	31,147,725	21,481,379
受託者報酬	318,972,118	316,096,583
委託者報酬	2,870,749,692	2,844,870,042
その他費用	1,319,639	-
営業費用合計	3,222,189,174	3,182,448,004
営業利益又は営業損失（△）	△33,749,370,918	23,882,666,551
経常利益又は経常損失（△）	△33,749,370,918	23,882,666,551
当期純利益又は当期純損失（△）	△33,749,370,918	23,882,666,551
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△558,444,330	1,685,561,746
期首剰余金又は期首欠損金（△）	188,070,978,359	152,908,471,414
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,878,069,931	9,060,705,121
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,878,069,931	9,060,705,121
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,849,650,288	13,648,868,386
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,849,650,288	13,648,868,386
分配金	*1 -	*1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	152,908,471,414	170,517,412,954

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第21期計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年8月24日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	
株式	
移動平均法による時価法を採用しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算	
原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	
(1) 受取配当金の計上基準	
受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	
(2) 有価証券売買等損益の計上基準	
約定日基準で計上しております。	
(3) 為替差損益の計上基準	
約定日基準で計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
(1) 外貨建取引等の処理基準	
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。	
(2) ファンドの計算期間の取扱い	
当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2019年8月24日から2020年8月24日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第20期計算期間末 (2019年8月23日現在)	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)
*1. 計算期間末日における受益権の総数 121,790,314,012口	*1. 計算期間末日における受益権の総数 117,631,380,202口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額 -円
*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の 額 1口当たり純資産額 2.2555円 (10,000口当たり純資産額 22,555円)	*3. 計算期間末日における1単位当たり純資産の 額 1口当たり純資産額 2.4496円 (10,000口当たり純資産額 24,496円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第20期計算期間 (自 2018年8月24日 至 2019年8月23日)	第21期計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年8月24日)
*1. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,360,903,644円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(99,771,859,844円)及び分配準備積立金(115,108,252,518円)より分配対象額は217,241,016,006円(1口当たり1.7837円)でしたが、基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配しておりません。	*1. 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,783,823,098円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(102,675,184,328円)及び分配準備積立金(107,263,887,763円)より分配対象額は214,722,895,189円(1口当たり1.8253円)でしたが、基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配しておりません。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第20期計算期間 (自 2018年8月24日 至 2019年8月23日)	第21期計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年8月24日)
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、ビジネスリスク、為替変動リスク、カントリーリスク、ファンド資産の流出によるリスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。 信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第20期計算期間末 (2019年8月23日現在)	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。 当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.金融商品の時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第20期計算期間 (自 2018年8月24日 至 2019年8月23日)	第21期計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年8月24日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第21期計算期間 (自 2019年8月24日 至 2020年8月24日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第20期計算期間末 (2019年8月23日現在)	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)
期首元本額	期首元本額
122,539,673,968円	121,790,314,012円
期中追加設定元本額	期中追加設定元本額
6,330,514,726円	6,683,161,132円
期中一部解約元本額	期中一部解約元本額
7,079,874,682円	10,842,094,942円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第20期計算期間末 (2019年8月23日現在)	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)
種類	損益に含まれた評価差額	損益に含まれた評価差額
株式	△36,314,411,856円	21,280,370,670円
合計	△36,314,411,856円	21,280,370,670円

3. デリバティブ取引関係

第20期計算期間末 (2019年8月23日現在)	第21期計算期間末 (2020年8月24日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

イ.株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	7,400,000	661.5	4,895,100,000	
	ショーボンドホールディングス	200,000	5,140	1,028,000,000	
	中部飼料	340,000	1,582	537,880,000	
	ヤクルト本社	400,000	6,050	2,420,000,000	
	キリンホールディングス	825,000	2,048.5	1,690,012,500	
	伊藤園	535,000	6,390	3,418,650,000	
	キッコーマン	735,000	5,650	4,152,750,000	
	東レ	4,800,000	485.2	2,328,960,000	
	王子ホールディングス	5,762,000	460	2,650,520,000	
	旭化成	4,229,400	883	3,734,560,200	
	住友化学	7,600,000	349	2,652,400,000	
	クレハ	110,000	4,595	505,450,000	
	信越化学工業	852,600	12,790	10,904,754,000	
	日本触媒	226,000	5,480	1,238,480,000	
	花王	1,500,000	8,025	12,037,500,000	
	関西ペイント	350,000	2,507	877,450,000	
	富士フイルムホールディングス	275,500	4,956	1,365,378,000	
	高砂香料工業	238,000	1,973	469,574,000	
	メック	550,000	1,874	1,030,700,000	
	デクセリアルズ	1,800,000	995	1,791,000,000	
	日東電工	475,000	6,440	3,059,000,000	
	ユニ・チャーム	188,700	4,676	882,361,200	
	ツムラ	300,000	2,988	896,400,000	
	沢井製薬	250,000	5,310	1,327,500,000	
	サンバイオ	650,000	1,451	943,150,000	
	ENEOSホールディングス	3,000,000	405.4	1,216,200,000	
	ブリヂストン	3,000,000	3,289	9,867,000,000	
	東海カーボン	900,000	942	847,800,000	
	TOTO	2,000,000	4,615	9,230,000,000	
	日本碍子	100,000	1,503	150,300,000	
	日本特殊陶業	2,300,000	1,820	4,186,000,000	
	MARUWA	64,400	8,790	566,076,000	
	大同特殊鋼	394,000	3,360	1,323,840,000	
	DOWAホールディングス	300,000	3,225	967,500,000	
	住友電気工業	1,000,000	1,218	1,218,000,000	
	三浦工業	1,491,600	4,400	6,563,040,000	
	オーエスジー	1,600,000	1,480	2,368,000,000	
	DMG森精機	1,775,000	1,270	2,254,250,000	
	ディスコ	196,200	25,370	4,977,594,000	
	SMC	65,000	58,990	3,834,350,000	
	技研製作所	75,000	3,900	292,500,000	
	小松製作所	1,050,000	2,250	2,362,500,000	
	澁谷工業	101,800	2,948	300,106,400	
	西島製作所	290,200	806	233,901,200	
	ダイキン工業	800,000	19,890	15,912,000,000	
	椿本チエイン	475,000	2,478	1,177,050,000	
	アネスト岩田	168,000	795	133,560,000	

タダノ	1,000,000	878	878,000,000
竹内製作所	150,000	2,137	320,550,000
日本精工	2,700,000	784	2,116,800,000
NTN	714,500	196	140,042,000
THK	443,600	2,327	1,032,257,200
マキタ	444,000	4,940	2,193,360,000
三菱重工業	582,100	2,621	1,525,684,100
日立製作所	600,000	3,499	2,099,400,000
三菱電機	2,500,000	1,435.5	3,588,750,000
安川電機	754,800	3,690	2,785,212,000
日本電産	2,025,000	8,806	17,832,150,000
パナソニック	2,765,000	946.1	2,615,966,500
TDK	53,000	11,190	593,070,000
ヒロセ電機	130,300	12,400	1,615,720,000
リオン	60,200	2,207	132,861,400
フェローテックホールディングス	700,000	779	545,300,000
スタンレー電気	150,000	2,998	449,700,000
ファナック	122,000	18,610	2,270,420,000
浜松ホトニクス	2,228,100	4,920	10,962,252,000
村田製作所	285,000	6,408	1,826,280,000
KOA	670,000	980	656,600,000
キヤノン	100,000	1,812.5	181,250,000
デンソー	1,190,000	4,279	5,092,010,000
トヨタ自動車	1,150,000	7,065	8,124,750,000
本田技研工業	1,650,000	2,626	4,332,900,000
スズキ	380,000	4,191	1,592,580,000
SUBARU	58,500	2,173	127,120,500
テルモ	2,968,000	4,234	12,566,512,000
島津製作所	350,000	3,200	1,120,000,000
マニー	1,450,000	2,746	3,981,700,000
トプコン	800,000	821	656,800,000
HOYA	350,000	10,285	3,599,750,000
朝日インテック	1,717,200	3,175	5,452,110,000
ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	10,000	665	6,650,000
CYBERDYNE	1,500,000	396	594,000,000
パラマウントベッドホールディングス	310,000	4,210	1,305,100,000
ピジョン	250,000	4,725	1,181,250,000
東京瓦斯	456,800	2,330.5	1,064,572,400
メタウォーター	39,700	4,425	175,672,500
ヤマトホールディングス	500,000	2,779	1,389,500,000
商船三井	900,000	1,836	1,652,400,000
ANAホールディングス	154,600	2,444	377,842,400
日鉄ソリューションズ	15,800	3,110	49,138,000
オプティム	150,000	3,330	499,500,000
カナミックネットワーク	520,000	819	425,880,000
リックソフト	23,400	5,630	131,742,000
三井物産	1,924,600	1,785	3,435,411,000
三菱商事	833,000	2,333.5	1,943,805,500
セブン&アイ・ホールディングス	1,300,000	3,450	4,485,000,000
良品計画	810,000	1,596	1,292,760,000

計	ハンズマン	890,000	1,584	1,409,760,000	
	コメリ	50,000	3,530	176,500,000	
	リニカル	348,700	805	280,703,500	
	ダイセキ	480,000	2,470	1,185,600,000	
	銘柄数：101 組入時価比率：91.2%	-	-	262,889,742,500 99.3%	
米ドル	3M Company	30,000	161.71	4,851,300	
	ORACLE CO	50,000	55.19	2,759,500	
	Xilinx, Inc.	70,000	102.00	7,140,000	
	銘柄数：3	-	-	14,750,800	
	組入時価比率：0.5%	-	-	(1,560,634,640) 0.6%	
ユーロ	BRUNELLO CUCINELLI SPA	50,000	25.20	1,260,000	
	DASSAULT SYSTEMES SE	6,216	152.40	947,318.40	
	銘柄数：2	-	-	2,207,318.40	
	組入時価比率：0.1%	-	-	(275,473,336) 0.1%	
	合計	-	-	264,725,850,476 (1,836,107,976)	

(注1) 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）です。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率です。

ロ. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年9月末日現在)

I	資産総額	298,693,305,579 円
II	負債総額	582,805,267 円
III	純資産総額（I－II）	298,110,500,312 円
IV	発行済数量	117,421,105,416 口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	2.5388 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前①の申請のある場合には、前①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(注)当ファンドの受益権は振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2020年9月末日現在)

資本金の額	320百万円
発行する株式の総数	3,600株
発行済株式総数	3,600株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)会社の機構(2020年9月末日現在)

①会社の機構

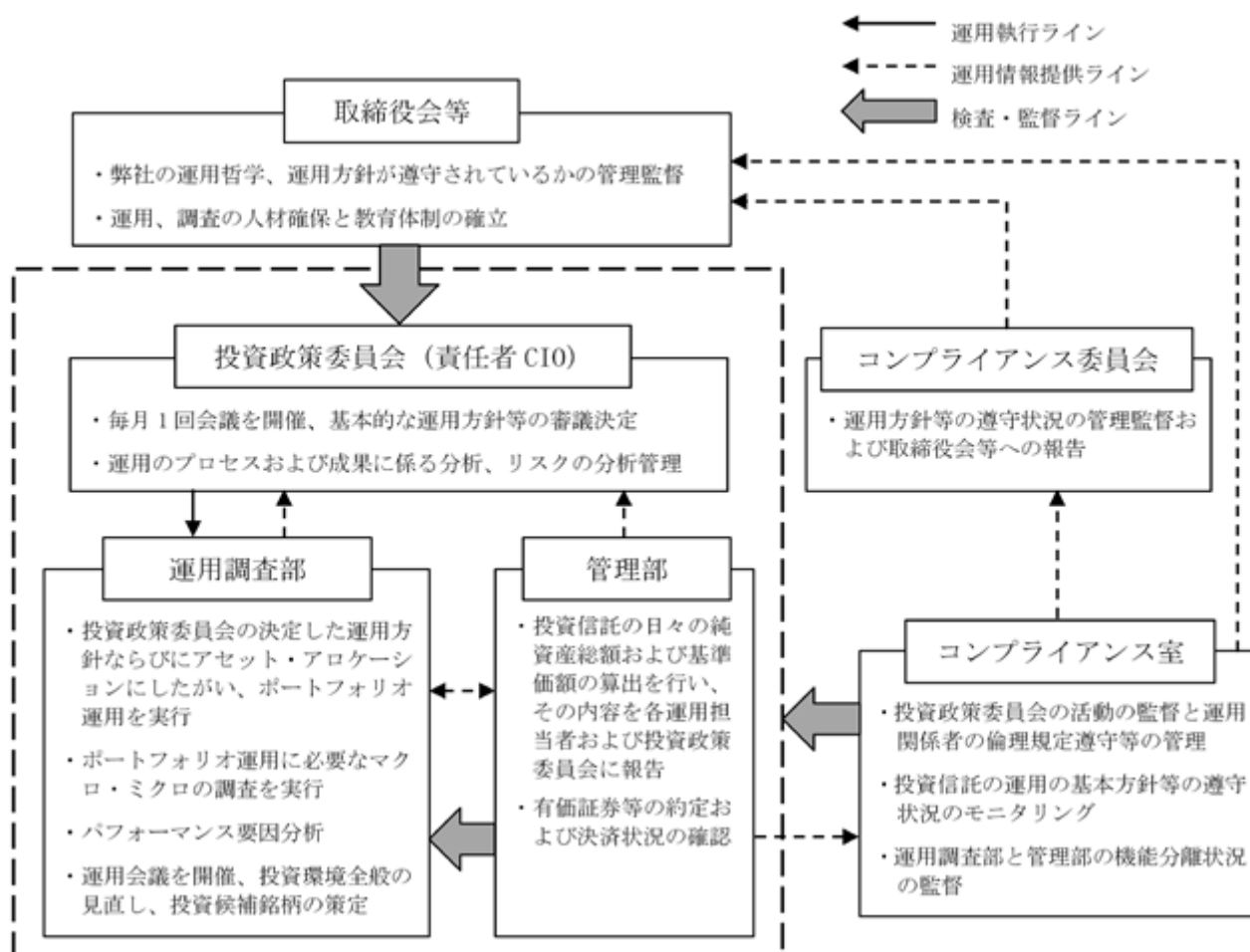
委託会社の業務執行の最高機関は取締役会であり、株主総会にて選任された3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、議決権を行使できる株主の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。

②投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投信法」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集(第二種金融商品取引業)を行っています。

2020年9月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は、追加型株式投資信託1本のみであり、その純資産総額は298,110,500,312円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期事業年度 (2019年3月31日現在)	第24期事業年度 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,344,478	2,394,651
直販顧客分別金信託	349,000	501,000
未収委託者報酬	281,673	255,149
前払費用	7,194	7,576
その他	8,918	6,114
流動資産合計	2,991,264	3,164,491
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物 (純額)	47,688	41,191
器具備品 (純額)	10,206	9,609
リース資産 (純額)	4,420	340
有形固定資産合計	62,314	51,141
無形固定資産		
ソフトウェア	8,816	24,721
無形固定資産合計	8,816	24,721
投資その他の資産		
投資有価証券	966,687	862,426
関係会社株式	—	36,589
長期差入保証金	61,805	61,805
その他	17,674	13,069
投資その他の資産 合計	1,046,166	973,890
固定資産合計	1,117,297	1,049,753
資産合計	4,108,561	4,214,245

(単位：千円)

	第23期事業年度 (2019年3月31日現在)	第24期事業年度 (2020年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
リース債務	4,406	374
預り金 ※2	167,716	329,563
未払金	65,818	58,507
未払法人税等	221,399	195,764
未払消費税等	23,482	38,877
賞与引当金	17,000	18,000
マイナンバー関連引当金	61,018	60,325
流動負債合計	560,842	701,412
固定負債		
リース債務	367	—
繰延税金負債	86,861	54,651
資産除去債務	37,209	37,260
固定負債合計	124,438	91,911
負債合計	685,280	793,324
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,000	320,000
利益剰余金		
利益準備金	80,000	80,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,723,347	2,793,323
利益剰余金合計	2,803,347	2,873,323
株主資本合計	3,123,347	3,193,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	299,933	227,596
評価・換算差額等合計	299,933	227,596
純資産合計	3,423,280	3,420,920
負債・純資産合計	4,108,561	4,214,245

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第23期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第24期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	2,769,583	2,641,542
その他売上	9,432	11,253
営業収益合計	2,779,016	2,652,796
営業費用		
支払手数料	5,209	4,740
広告宣伝費	109,079	80,516
調査費	14,420	12,685
委託計算費	30,968	30,589
営業雑経費	423,771	426,698
通信費	113,342	116,544
印刷費	37,814	41,562
システム使用料	193,504	191,529
外注費	40,758	49,621
その他	38,352	27,439
営業費用合計	583,450	555,230
一般管理費		
給与	397,581	427,572
役員報酬	69,920	77,274
給与手当	294,629	302,777
賞与	33,032	47,520
法定福利費	55,361	59,978
賞与引当金繰入額	17,000	18,000
業務委託費	28,826	20,370
交際費	1,614	3,456
旅費交通費	26,074	28,539
租税公課	25,963	24,820
不動産賃借料	66,083	65,079
固定資産減価償却費	24,026	22,643
その他	74,178	81,536
一般管理費合計	716,710	751,998
営業利益	1,478,855	1,345,566

(単位：千円)

	第23期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第24期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	23	24
雑収入	119	11
営業外収益合計	143	35
営業外費用		
支払利息	2,202	2,180
雑損失	481	544
営業外費用合計	2,683	2,725
経常利益	1,476,316	1,342,877
税引前当期純利益	1,476,316	1,342,877
法人税、住民税及び事業税	449,431	409,187
法人税等調整額	3,922	△285
法人税等合計	453,354	408,901
当期純利益	1,022,961	933,976

(3) 【株主資本等変動計算書】

第23期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	320,000	80,000	2,384,386	2,464,386	2,784,386
当期変動額					
剰余金の配当			△684,000	△684,000	△684,000
当期純利益			1,022,961	1,022,961	1,022,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	338,961	338,961	338,961
当期末残高	320,000	80,000	2,723,347	2,803,347	3,123,347

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	351,522	351,522	3,135,908
当期変動額			
剰余金の配当			△684,000
当期純利益			1,022,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△51,589	△51,589	△51,589
当期変動額合計	△51,589	△51,589	287,372
当期末残高	299,933	299,933	3,423,280

第24期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	320,000	80,000	2,723,347	2,803,347	3,123,347
当期変動額					
剰余金の配当			△864,000	△864,000	△864,000
当期純利益			933,976	933,976	933,976
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	69,976	69,976	69,976
当期末残高	320,000	80,000	2,793,323	2,873,323	3,193,323

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	299,933	299,933	3,423,280
当期変動額			
剰余金の配当			△864,000
当期純利益			933,976
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△72,336	△72,336	△72,336
当期変動額合計	△72,336	△72,336	△2,359
当期末残高	227,596	227,596	3,420,920

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13年～15年

器具備品 4年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（2）マイナンバー関連引当金

顧客マイナンバー収集等に備えるため、費用見込みについて合理的に見積ることができるものについて計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

当社は、さわかみファンドを直接販売しており、当該ファンドの販売に係る費用を集計し営業費用の「支払手数料」として開示してきましたが、「支払手数料」に含まれる費用のうち、近年、顧客管理等で使用するシステムの使用料等の金額が大きくなってきたことから、その内容を精査いたしました。その結果、「支払手数料」をより細分することにより、明瞭に費用の内容が表示できると考えられたことから、営業費用の「支払手数料」、「システム使用料」、「外注費」及び「印刷費」、一般管理費の「支払手数料」に区分し、それらに含めて表示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、営業費用の「支払手数料」に含めていた費用は、営業費用の「支払手数料」5,209千円、「システム使用料」193,504千円、「外注費」40,758千円、「印刷費」4,227千円及び一般管理費の「支払手数料」11,214千円として組み替えています。なお、一般管理費の「支払手数料」は「その他」へ含めております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位：千円)

	第23期事業年度 (2019年 3 月31日現在)	第24期事業年度 (2020年 3 月31日現在)
建物	36,062	42,558
器具備品	28,672	30,901
リース資産	15,980	20,060

※ 2 預り金

(単位：千円)

	第23期事業年度 (2019年 3 月31日現在)	第24期事業年度 (2020年 3 月31日現在)
投資信託の買付代金の顧客からの預り金	3,630	64,681
投資信託の解約代金の顧客からの預り金	3,834	9,749
投資信託の解約に伴う源泉徴収額	153,566	251,217

預り金に含まれる投資信託に係る金額のうち、前事業年度までは、「投資信託の買付代金の顧客からの預り金」と「投資信託の解約代金の顧客からの預り金」を合算して、「投資信託の直接販売に伴う顧客からの預り金」として開示しておりましたが、より明瞭に内容が表示できるようこれらを区分して開示することとし、さらにこれらに加え、「投資信託の解約に伴う源泉徴収額」も開示することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の預り金の注記も組替えを行っております。

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	第23期事業年度期首 株式数	増加	減少	第23期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	—	—	1,080
甲種類株式 ※	2,520	—	—	2,520
合計	3,600	—	—	3,600

※甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通 株式	129,600	120,000	2018年3月31日	2018年6月15日
2018年6月15日 定時株主総会	甲種類 株式	302,400	120,000	2018年3月31日	2018年6月15日

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年9月19日 臨時株主総会	普通 株式	75,600	70,000	2018年8月31日	2018年9月19日
2018年9月19日 臨時株主総会	甲種類 株式	176,400	70,000	2018年8月31日	2018年9月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	129,600	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年6月14日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	302,400	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日

第24期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	第24期事業年度期首 株式数	増加	減少	第24期事業年度末 株式数
普通株式	1,080	—	—	1,080
甲種類株式 ※	2,520	—	—	2,520
合計	3,600	—	—	3,600

※甲種類株式は、議決権を有しない種類株式であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通 株式	129,600	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日
2019年6月14日 定時株主総会	甲種類 株式	302,400	120,000	2019年3月31日	2019年6月14日

決議	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年9月18日 臨時株主総会	普通 株式	129,600	120,000	2019年8月31日	2019年9月18日
2019年9月18日 臨時株主総会	甲種類 株式	302,400	120,000	2019年8月31日	2019年9月18日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	135,000	125,000	2020年3月31日	2020年6月16日
2020年6月16日 定時株主総会	甲種類 株式	利益 剰余金	315,000	125,000	2020年3月31日	2020年6月16日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

（2）所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産 顧客送付レポート作成に使用する印刷機等であります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。余資は当社が運用指図するさわかみファンドで運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、さわかみファンドに対する営業債権であります。当該債権は、さわかみファンドの毎計算期間の11月23日、最初の6ヶ月の終了日、5月23日及び毎計算期末（ただし、11月23日と5月23日については、当該日が休業日のときは翌営業日）の翌営業日に当社に入金されるものであり、入金までの期間においては、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するさわかみファンドのみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、さわかみファンドの基準価額の算出の際に管理部において日々算出・管理されており、また、同時に受託銀行においても同様に算出・管理され、両社により日々照合管理しております。また、その営業債権は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券であるさわかみファンドについては、経理規程に基づき、十分な余資をもって運用しており、また、当ファンドは短期的な市場動向ではなく長期スタンスの運用を行っているため、市場リスクに関する定量的分析は行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第23期事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,344,478	2,344,478	—
(2) 直販顧客分別金信託	349,000	349,000	—
(3) 未収委託者報酬	281,673	281,673	—
(4) 投資有価証券	966,687	966,687	—
資産計	3,941,839	3,941,839	—
(1) 預り金	167,716	167,716	—
(2) 未払金	65,818	65,818	—
(3) 未払法人税等	221,399	221,399	—
負債計	454,935	454,935	—

第24期事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,394,651	2,394,651	—
(2) 直販顧客分別金信託	501,000	501,000	—
(3) 未収委託者報酬	255,149	255,149	—
(4) 投資有価証券	862,426	862,426	—
資産計	4,013,227	4,013,227	—
(1) 預り金	329,563	329,563	—
(2) 未払金	58,507	58,507	—
(3) 未払法人税等	195,764	195,764	—
負債計	583,835	583,835	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であるため、決算日における基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 預り金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	第23期事業年度 (2019年3月31日現在)	第24期事業年度 (2020年3月31日現在)
長期差入保証金 ※1	61,805	61,805
関係会社株式 ※2	—	36,589

※1 長期差入保証金は、実質的な預託期間を算定することが困難なため、時価を把握することが極めて困難であると認められるため時価を開示しておりません。

※2 関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価を開示しておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第23期事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,344,478	—	—	—
直販顧客分別金信託	349,000	—	—	—
未収委託者報酬	281,673	—	—	—
合計	2,975,151	—	—	—

第24期事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,394,651	—	—	—
直販顧客分別金信託	501,000	—	—	—
未収委託者報酬	255,149	—	—	—
合計	3,150,800	—	—	—

(有価証券関係)

その他有価証券

第23期事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	966,687	534,382	432,304
小計	966,687	534,382	432,304
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	966,687	534,382	432,304

第24期事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	862,426	534,382	328,043
小計	862,426	534,382	328,043
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	862,426	534,382	328,043

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	第23期事業年度 (2019年3月31日)	第24期事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,205	5,511
未払事業税	11,294	10,221
マイナンバー関連引当金	18,683	18,471
資産除去債務	11,393	11,409
未払給与	3,789	3,700
一括償却資産	754	518
その他	1,050	1,541
繰延税金資産合計	52,171	51,374
繰延税金負債		
労働保険料確定差額還付	△205	-
その他有価証券評価差額金	△132,371	△100,447
資産除去債務に対応した除去費用	△6,456	△5,578
繰延税金負債合計	△139,033	△106,025
繰延税金負債純額	△86,861	△54,651

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務のうち貸借対照表上に計上しているもの

（１）資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から10年又は15年と見積もり、割引率は0.01%又は0.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第23期事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第24期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	37,158	37,209
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	51	51
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	37,209	37,260

（セグメント情報等）

『セグメント情報』

当社は、信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

『関連情報』

1. 製品及びサービスごとの情報

信託財産の運用並びにこれらに付帯する事業という単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

『報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報』

該当事項はありません。

『報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報』

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

第23期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借 役員の兼任	事務所不動産の貸借	66,083 (注)2(1)	長期差入保証金	61,785
							事務所不動産の差入保証金の追加	5,979 (注)2(2)		

第24期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社さわかみホールディングス	東京都千代田区	8,000	投資業務	被所有100	事務所不動産の貸借 役員の兼任	事務所不動産の貸借	65,079 (注)2(1)	長期差入保証金	61,785
子会社	Sawakami (Thailand) Co., Ltd.	タイバンコク	36,589	投資信託委託業務の準備	所有99.97	設立に際しての出資	設立に際しての出資	36,589 (注)2(3)	—	—

(注) 1 取引金額・期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 賃借料については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- (2) 長期差入保証金については、親会社が賃借している建物のうち、当社が転借している部分の事務所面積を基に計算しております。
- (3) Sawakami (Thailand) Co., Ltd.の設立に際し、現金を出資したものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社さわかみホールディングス（非上場）

(1株当たり情報)

	第23期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第24期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	950,911円32銭	950,255円78銭
1株当たり当期純利益	284,155円94銭	259,437円84銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	第23期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第24期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	1,022,961千円	933,976千円
普通株式及び甲種類株式に係る当期純利益	1,022,961千円	933,976千円
普通株主及び甲種類株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式及び甲種類株式の期中平均株式数	3,600株	3,600株

(重要な後発事象)

子会社の増資

当社は、2019年4月16日開催の臨時取締役会において、子会社Sawakami (Thailand) Co., Ltd.について、最大4億円の範囲内で投資を行うことを決議し、2020年5月8日に現金にて追加出資を実行しております。

- (1) 会社名 Sawakami (Thailand) Co., Ltd.
- (2) 本店所在地 タイ バンコク
- (3) 増資払込 234,505千円(7,000万バーツ)
- (4) 実施時期 2020年5月8日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）および（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）および（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2020年9月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末日現在)	事業の内容
ひろぎん証券株式会社*	5,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*ひろぎん証券株式会社は、2016年6月1日より当ファンドの募集の取扱いおよび販売は行っておりません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、ならびに信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙または表紙裏に、以下を記載することがあります。
 - (1) 委託会社のロゴマーク、写真、図案およびキャッチコピーなど
 - (2) ファンドの形態、申込みに係る事項など
 - (3) 委託会社のホームページのご案内など
 - (4) 委託会社の金融商品取引業者登録番号、運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用開始日
2. 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - (2) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には、その旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - (3) 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - (4) 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - (5) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - (6) 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - (7) 「当ファンドの運用方針は長期運用を前提としており、ファンド資産の激しい変動は運用効率を著しく阻害しますので、短期保有目的でのご購入はご遠慮ください。」という趣旨の記載。
 - (8) 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
3. 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
4. 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
5. 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 木 康 行
業務執行社員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猿 渡 裕 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているさわかみ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみ投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年4月16日開催の臨時取締役会において、子会社Sawakami (Thailand) Co., Ltd.について、最大4億円の範囲内で投資を行うことを決議し、2020年5月8日に現金にて追加出資を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、及び監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

さわかみ投信株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 木 康 行
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猿 渡 裕 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているさわかみファンドの2019年8月24日から2020年8月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、さわかみファンドの2020年8月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、さわかみ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

さわかみ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。